

令和5年度 第11回(1月)名張市教育委員会会議録

1. 開催場所	名張市役所2階 庁議室
2. 開催日時	令和6年1月11日(木) 午前10時00分 開始 午後 0時15分 終了
3. 出席者	西山嘉一教育長、藤本幸生委員、川原尚子委員、辻愛委員、井内孝徳委員
4. 欠席者	なし
5. 事務局	鷺阪文宣教育次長、松本孝寿文化振興担当監兼文化生涯学習室長、金森國康教育総務室長、堺谷明香教育総務室学校給食・学務担当室長、福島良和学校教育室長、松田淑子教育センター長、山口敦司市民スポーツ室長、山口浩司図書館長、山村和久教育総務室教育総務係長(書記) (以下、議事録中は役職名は省略。)
6. 事項	下記のとおり

(教育長) ただ今から令和5年度の第11回目の定例教育委員会の方を開催させていただきます。教育委員の皆様におかれましては、まず、二十歳の集いにご参加いただきありがとうございます。二十歳を迎えられた方への集いということで、滞りなく終わらせていただきました。ありがとうございました。学校の方も3学期の方をスタートさせていただいてございます。心配していましたコロナであったりインフルエンザであったりというのは、今のところまだ、そこまでは報告がないという状態で、スムーズにスタートを切らせていただいたのかなと感じさせていただきます。一方で、能登半島の地震がございまして、それに関わっての被災地復興であったりとか支援であったりというようなことで、市の方も本格的に動いていくという状態で、今進んでいる状況でございます。よろしくお願いしたいと思います。会議に入ります前に、委員におかれましては、この12月議会で、3期目ということでご承認をいただきました。3期目に入っていただくということで、委員の方からご挨拶の方をよろしくお願いいたします。

(委員) はい。皆様、おはようございます。この度、教育委員を引き続き拝命いたしましたこと、誠に身に余る光栄でございます。時代や社会の変化が大きく、そして教育行政の課題といったものも大変変化してまいるかと存じております。さりながら、初心を忘れることなく、引き続き名張市教育行政に、微力ではございますが尽力してまいりたいと存じております。皆様、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

(教育長) ありがとうございました。5名の教育委員、私も含めてになりますけれども、力をあわせて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。座って失礼します。そうしましたら、議事に入ります前に本日の会議の公開についてお諮りをいたします。本日の会議の事項中、協議(1)令和6年度教育行政の方針と施策について、及びその他の項2)児童生徒の問題行動について(11月分)につきましては、名張市教育委員会会議規則第8条の規定によりまして、非公開とすることを提案いたします。委員の皆様におかれましてご異議ございませんか。

(委員) はい。異議ございません。

(教育長) はい。ありがとうございました。そうしましたら、ご異議がないようでございますので、これらの案件については非公開として会議を進行いたします。

1 報告

第1号 臨時代理した事件（令和5年度7号補正予算要求）の承認について

(事務局 説明)

(教育長) ありがとうございます。ただ今、事務局の方から説明がございましたわけですが、委員の皆様方でご質問ご意見ございましたらお出しいただきたいと思います。委員の方から、給食費の無償化にあたって4月以降の見通しについての国の動きということで、ご質問の方をいただいているわけですが、それについてはいかがですか。はい、事務局。

(事務局) 国の動きはわかりませんかということでご質問をいただいておりますが、今のところ特に情報がなく、あり次第、もしありましたら給食費の減額や無償化について考えていきたいと考えております。以上です。

(教育長) はい。ありがとうございます。そうしましたら、教育委員さんの方でご質問等ございましたらお出しいただけたらと思います。委員。

(委員) すいません。ありがとうございます。国の動きを今聞かせていただいたんですが、けれども、昨年度の令和5年度の補正ですので、3月までということは当然ですが、このことは保護者にはどういうふうに周知されているんですか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 1月9日付けで。市の議決が12月21日付けで、22日が終業式だった事もございまして、始業式の日、1月9日付けの保護者宛て文章を、各校にて配布いただきました。

(教育長) よろしいですか。

(委員) 市教委として文書を配られたという事ですね。

(教育長) はい。

(委員) 保護者にとってこれはありがたいことですし、まだそれが続くのかどうかもわかりませんので、その辺のことをきっちりと、こういうことによって補助が行われているという周知が行われたのはよかったなと思います。以上です。

(教育長) はい。ありがとうございます。他の委員さん方でいかがですか。はい。委員。

(委員) 最初に給食無償化の件で、補助金を使って無償化にさせていただいたこと、非常に頑張って、事務局の方が頑張っていたと思うので非常に敬意を称したいと思います。それで今回に関しては、国の予算が11月30日、もう12月21日の定例会の最終日ということで、特に良いことですので臨時代理して緊急やむを得ない場合に該当すると思いますのでそれに関して問題ないと思うんですが、何分これ、私ら教育委員への報告というのが報道ベースでしかなかったもので、これに関しては少なくとも市民より先には知りたかったなというのが実情です。何かぎりぎりになると思うんですが、文書で無理やったら、例えばメールなりで何か報告していただかなければ、実は私ら、報道、それもYOUTUBEのホームページを見て、ああそうなんやというのは、ちょっと残念な気がしましたので、

今後私ら教育委員への報告もちょっと大事に考えていただきたいなと思います。あと、これ、あえて申し上げないといけないんですが、市民の代表という立場ですので、3月まで無償化ということですが、先ほど委員からおっしゃっていただいたように、伊賀市はもう無償化が始まっているわけで、それで、4月以降も無償化を市民が求めているという声は、私たちがあげないといけないと思います。ちょっと議会の方でも、令和4年8月号の市議会だよりで議員の方が給食費の無償化を提案したいという記事が載ってまして、回答としましたら、小学校給食費の無償化は約2億円の費用が必要となると、今後の状況も勘案しながら、費用対効果等も含め、慎重な対応が必要で検討課題としたいというのが令和4年なので、それから何かこの検討事項が進んでいるのか進んでいないのかというところを一旦教えてください。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい。ご質問ありがとうございます。この令和4年8月に無償化ということで、伊賀市が始めたということで、議員さんの方から無償化にしたらどうかとご質問をいただきました。その時にお示ししたのは約2億円の費用がかかりますというお話をさせていただきました。で、この検討についてはですね、今、名張市の財政が厳しい中で、これを何とか捻出していくのは、先ほど言いましたように、コロナ対策費というところをいろいろ活用しながらやっていきたいということを、今ずっとやってきています。その中でも、本年度5%の給食費の削減ということにはとどまっているんですけども、これを例えば5%を8%にとかいろいろと財政当局に向けて、市長に向けても努力をさせていただきました。無償化については、市の方にあてがわれるこの予算というのがある程度決まっておりますので、2億を支出するとほとんどの事業ができなくなってしまうという部分がございます。名張市にもっとたくさんの交付金がおりてくれば無償化もできたのかなと思うんですけども、その中で、この重要性のあるもの、要は査定をされているということがございます。教育委員会としては、結局、この無償化にすれば2億数十万円の費用がかかってくるわけですけども、これをいかに抑えていくかという部分を、今までずっと検討してきた。で、今回は、コロナ関連費の使い残しの予算等もございましたので、これを無償化の財源にしていこうじゃないかと。少ないですが、この1月、2月、3月だけでもできたらというところで、提案をあげさせていただいたところなんです。ですので、検討といたしましては、あくまでもこの財源、国の財源が充てられるという部分の中で検討していくというところでございます。以上です。

(教育長) よろしいですか。

(委員) はい。ありがとうございます。

(教育長) 委員、どうぞ。

(委員) はい。ありがとうございます。始業式の日、保護者の方に配布された文章ということをお教えいただきましたが、文面はどのような内容でしょうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 内容としては、国の交付金を活用して1月から3月までが無償化となるということ、いつもでしたら3月で食数の清算をしていますが今年には行わないですということで、今月から引き落としはありませんといった内容で通知をさせていただいております。

(教育長) 委員、よろしいですか。

(委員) ありがとうございます。そうしましたら、通知をもらった保護者の方、要は全児

童に同額という意味でしょうか。そこが、私が伺いたいところなんですけど。

（教育長）ああ、学校によって、給食費が違うからということですね。はい。

（委員）そうでございます。そして、その文面が一律に配布された時に、もらう側、読む側の立場として、うちはどうなるのかなと、具体的にイメージできるような文面だったかどうか。幾ら助かるのかしらと、そこが知りたいところなんです。教えてください。

（教育長）はい。事務局。

（事務局）そうですね。幾らになりますというのは書かせていただいてないんですけども、1月から3月までの口座引き落としが行われませんということを書かせていただいています。実は、1月、2月だけだった場合は、月額掛ける2か月ですけども、3月というのは、例年、どの学校もそうなんですけども、実際に食べた食数に単価を掛けて、2月までに払った月額掛ける10ヶ月分を差し引きしています。3月分というのは精算分になっていますので、児童によってまちまちになってきます。ただ、今年は、無償化により、1月から3月まで引き落としは行われませんというふうに書かせていただいたので、金額は記載しておりませんが、3か月分が引かれないんだなというふうに思っていただけだと思います。以上です。

（教育長）はい、委員。

（委員）はい。ありがとうございます。そうしましたら、読む側として、要はその文面ですね、やはりこういった場でもちょっとお示しいただけると、非常に先ほどお話がありましたように市民代表というようなことで、私ども委員がおりますので。なんて言しましょう、とにかく1月、2月、3月と自動引き落としになるのが無いと、そういう判断が誰でもできるような、わかりやすい文章だったかどうか。それは、3月は清算月だから、1月、2月と若干端数が違ってくると。だけどそれは毎年わかっている方はわかっているにしても、その引かれる金額が引かれないと、結論として引かれないということだけが、家庭としては一番助かるなというか、直感的にわかる話だと思うので、そこをですね、やはり行政側として、コミュニケーション能力をあげていただいている中で、そういったところもご配慮いただいているかなというような質問の趣旨だったんです。ですから、個人にですね、お金が戻るというようなことではなくて、今、でも実質的にはそういったことと同じことになりますよね。だから、そのあたり受け取るとして、4月以降はどうかかなということもですね、問い合わせないかもしれませんが、見る側からしたらそういう気持ちになるんじゃないかなと、そう思った次第で、その点はいかがでしょうか。

（教育長）はい、事務局。

（事務局）今、委員がおっしゃっていただいたように、今日は保護者宛の文書をご用意してなくて申し訳ありません。あと、先ほどの話になるんですけども、各教育委員さんの方に、報道に出る前にお知らせをしていなかったのは申し訳ありませんでした。文面の読み上げみたいな感じになるんですけども、現在5%の減額を行っているところですが、さらに国の交付金を活用して1月から3月の給食費について無償化をすることとなりました。そのため、1月から3月分の給食費の口座引き落としはありません。なお、あわせて食数清算もありませんので、そのことをお知らせします、というそういう文面でした。

（教育長）本日中に、その文書を各委員さん方に配布をいただいたら。まずはそれを見ていただいて。はい。

（委員）はい。

(教育長) それが一番いいかなと思わせていただきます。

(委員) はい。ご趣旨、了解いたしました。

(教育長) はい。

(委員) ご丁寧なご説明ありがとうございました。

(教育長) はい。他の委員さん方でいかがですか。はい、委員。

(委員) すみません、今のことについてなんですけれども。いつも引き落としというのは、毎月なかったと思う、その内訳というのは。ですから、ちょっと、今回に限っては、毎月これだけの金額が、給食費以外のものも落ちると思いますので、その辺の内訳も毎月出していただいたら、保護者さんもわかりやすいのかなというふうに感じさせてくださいました。以上です。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 学校の方に聞かせていただきましたら、通信というのは毎月配っていて、その通信というのに次の給食費は幾らですと載せられているそうです。12月の通信を出していただく時点では間に合わなかったのもので、その予告としまして、今こういう予定になっているのでまたお知らせしますということで書いていただいたということです。

(教育長) 12月の案内にそこに書いてもらったということですね。

(事務局) 終業式の日に持って帰っていただく全体的な通信の方に。

(教育長) はい、委員。

(委員) 細かい金額のこともそうですけれども、大本はこれ、厳しい状況の中でエネルギーとか食料の問題の中で物価高騰対策として、国が臨時的に措置を講じているということを考えていったら、どこであろうとその財政難はわかるんですけれども、やっぱりその市民の方、保護者の方はそういう受けとめをしていくし、これでありがたいと思ったら、これが続くのかということが一番気になることであります。その基本的な金額が、学校によってももちろん違いますのでそれを補填されるのは当然だと思えるんですけれども、今後のこととか、そのことについて特に校長会におろすと、学校で校長さんがそれに対して回答していかないといけない、受けていかないといけないですので、その辺についてもやっぱり共通理解とか、その財政難のことももちろんみんなわかっていると思うんですけれども、その辺どうやって出していくとか、どこまで出していくとか、その辺の徹底が大事だと私はそう思ったんです。文章もそうですけれども、出されたことはよくわかるし、広報にも出ていましたので、他のことも含めて周知はされていると思うんですけれども、やっぱり学校の組織の中で伝えるなら、一番気になるのは4月はどうしてくれるのか、そのあたりをきちんと伝えられるような、さっき言われたようにコミュニケーションもそうですけれども、そういった思いを届けていくということを最優先でお願いしたいなと思います。

(教育長) はい。意見としていただくということでよろしいですか。

(委員) はい。

(教育長) 他にいかがですか。委員さん方で、そうしましたら、委員。

(委員) すいません。細かいことで恐縮ですが、この無償化の5,500万円ですね、概算で積み上げの金額だと思うんですけれども、この時に、その前年の実績で見積もりをされているのでしょうか。見積もりの根拠というか、ざっくりとした考え方を教えてください。そして差額が出た場合は、これどうなるのでしょうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) こちらの根拠ですけれども、月額掛ける3か月、掛ける12月15日現在の児童数で見積もっております。

(委員) 児童生徒数でないんですか。

(教育長) 児童数ですね。

(事務局) 児童数です。中学校は給食がないので、小学校だけになるので、12月15日現在の児童数でしております。12月16日以降の出入りというのは大分少ないと思うんですけども、元々給食費の減額5%を月額ベースで計算をしておりましたので、転出転入が20人ほどあったとしても、学校会計の方では調整できるかなということで計算をしております。

(教育長) 他によろしいですか。

(委員) はい。ありがとうございます。質問の仕方が悪かったかもしれません。この分だけ予算を取られたと、査定の金額はこの金額だと。で、実際には、実算の形になるのかなと。それともそうじゃなくてこの金額が丸々綺麗に配分するというようなことなのか。その辺、事務的なことなんでしょうけども、その辺がよくわからないんです。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) すみません。千円単位で先程の試算で計算しておりまして、各学校に配り切る予定でございます。

(教育長) 委員、よろしいですか。

(委員) はい。わかりました。今のご説明でよくわかりました。ありがとうございます。

(教育長) はい。そうしましたら、各委員さんの方からご質問等ございませんか。そうしましたらないようでございますので、この件につきましてはご異議の方がいないということで処理をさせていただいてよろしいですか。

(委員) はい。お願いいたします。

(教育長) はい。そうしましたら承認ということで処理をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

第2号 臨時代理した事件（名張市給食費無償化補助金交付内規の制定）の承認について (事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございます。ただ今、事務局の方から説明があったわけでございます。先ほどお認めいただきました第1号の報告に関わって、補助金の交付内規ということでございます。委員の皆様方からご質問ご意見ございましたらお出しいただけたらと思います。よろしいでしょうか。先ほどから説明もさせていただいた中での、内規の制定ということでございますけれども、よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) 委員、どうぞ。

(委員) はい。ありがとうございます。11ページのところに精算払請求書とございますので、先ほどのお話の延長ですが、精算払いになりましたら、各学校違うことになりますよね。それで、ところが12ページのところで概算請求があつたりしまして、考えておられることとしてはどうということなんでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい。概算払いの方で、各校に3か月分を振り込ませていただきまして、実績報告をいただきます。ただ差異がなかったり、超えない場合には、清算払いは行われませんが、学校によっては、児童数の変動により足りない場合があります。その場合はご相談くださいと学校に伝えてありますので、相談内容に応じて清算払請求書が必要となつてまいりまして、その分を追加支給するために使います。

(教育長) 委員、よろしいですか。

(委員) はい。承知しました。ありがとうございます。

(教育長) はい。ありがとうございます。そうしましたらこの件についてですけども委員の皆様方からご意見ございませんか。

(委員) はい。

(教育長) はい。ありがとうございます。そうしましたら、異議がないようでございますのでこの件については承認ということで処理をさせていただいてよろしいですか。

(委員) はい。結構です。

(教育長) はい。ありがとうございます。報告第2号につきましては、承認という形で処理をさせていただきます。

2 議案

第1号 名張市中学校給食実施に係るアドバイザー業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

(事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございます。非常に難しい中身にもなってくるんですけども、先ほどからもPFI手法であったりとか、DB方式であったりとかそんなことも話が出てきたわけですけども、その中でいろんな手法がある中でアドバイスをいただくことも必要だというふうに思っているところでございます。こういうことを聞きたいとか、あるいはこれについてはどうだろうというところでご質問がございましたら、はい、委員。

(委員) ありがとうございます。最後に、事務局がまとめていただいたところで、ちょっとはっきりしてまいりました。話の中でPFIということも何度か言葉が出てまいりましたので、もうすでに議会で承認されたような形で話が進んでいるように、ちょっと理解してしまいそうだったんですけども、そうではないと。まだ、どの方式、どのアプローチでするかは未決定であると。今、その段階なのかどうか、ちょっと確認させていただけますか。

(教育長) はい。

(委員) 1番にすべきは基本計画の策定と言われました。その基本計画自体にどういう手法で進めるのか、ということが入っているのかどうかについて教えてください。

(教育長) はい。わかりました。そうしましたら、事務局。

(事務局) ちょっと説明が不足しており大変申し訳ありません。議会で認めていただいたのは、アドバイザー事業委託料の債務負担行為を認めていただいた、委託料の金額の上限を認めていただいたところになります。今、事業手法について、従来手法、PFI手法

のＢＴＯ方式、ＤＢ方式、ＤＢＯ方式という４方式に絞って検討を進めているんですけども、事業者の方で精査をしていただいているところです。そのため、事業手法は決まっていなくて、来月の定例教育委員会にはお示しできるか、お示ししたいと思っております。以上です。

（教育長）事業手法については決まっていなくてという状況です。委員、どうぞ。

（委員）はい。ありがとうございます。基本方針が作成されて、そしてこのプロポーザル選定委員会の方で、この第２条の所掌事務のところで、審査をされて決定するということまで入っているのでしょうか。審査だけでしょうか。そして審査の具申を教育委員会にするのでしょうか、または議会にして議会で承認されるでしょうか。そのあたりが、審査、設定・審査とありますけど、その審査内容をどこへ具申して最終決定はどこですか、この要項では読めないんですがそのあたりを教えてください。

（教育長）はい。事務局。

（事務局）すみません。会議は２回開く予定ですけども、１回目に仕様内容と選考基準につきまして精査いただきます。その確定した内容でもって資料を公表して、事業者の募集をいたします。２回目の会議で、提案内容などを精査して採点いただいて、提案事業者の中から最高提案者として順位を決めていただきます。基本的に問題がなければ、そのあとに教育委員会内で決裁をさせていただきます、１位のところが決定ということになります。基本的には代わらないですけども、事業者等に問題があった場合には、２位だったところに決定するという形になっております。以上です。

（教育長）はい、委員。

（委員）はい。ありがとうございます。よく理解できてないんですが、何かといいますと、この要綱では、プロポーザルの選定委員会で基準を設定して、提案内容を審査するところまでやる。そして、任期のところの第６条、教育長に報告をするところまでが業務だということだと思うんですね。だから、第２条のところで審査の後に（３）で教育長への報告というのが抜けているんじゃないかと思うんですね。で、もう一つ抜けていると思うのは、設置とありますけど解散が書かれていません、この委員会の。で、第６条で委員は終了、任期が終了なんですけど、この委員会は常設のものじゃなくて臨時であるというふうな位置付けであれば、設置のほかに解散の文言も必要じゃないんでしょうか。まずはこの点、この要項の案、非常に文面に穴があるというふうに思います。それから、もう一点なんですけど、そのプロポーザル選定委員会の中で、いろいろな提案をしてくれる事業者が複数いるというイメージは持ちました。で、その事業者さんが、それぞれの案を持って来るとのことですよね。で、一つの事業者で一つの案ということになれば、その事業者を選定した瞬間にその案になってしまいませんか。そこが不思議なんです。要は、プロポーザル選定委員会で、その採用基準を決定して、そして提案内容を審査して、その審査結果ということ、教育長に報告される段階で、どの事業者にアドバイザーになってもらうかということなわけですよね。だけど、アドバイザーを決める段階で、その中身まで事業者が決めているとしたら、その瞬間にその案に決まるということになりませんか。そこが心配なんですけど。要は議会を通さずに決定してしまう可能性はないかと思うわけです。そういうことはないかと思うんですが、そのあたりご説明いただくと助かります。

（教育長）はい。事務局。

（事務局）一つずつすみません。所掌事務のところで、提案内容の審査となっております。

て、審査は事業者が3社あれば1位、2位、3位と決めていただくと予定をしております。次に、第6条のところです。委員の任期は、教育長に事業者の審査結果に係る報告をした日をもって終了するということでありますので、その日をもって終了というふうになっております。審査結果の報告は所掌事務に記載はありませんが、第6条で報告をするということに記載しているという形をとっております。また、事業者が1社だったらどうするかということなんですけども、去年の導入可能性調査のプロポーザルの選考基準も同様ですが、委員に採点をしていただいて、候補者の点数が基準点を越えている場合にはそこを決定する、また基準点を超えなかった場合はその事業者に決定しないということになっております。どこでも決まるというふうにはなっていない形になっております。以上です。

（教育長）委員、どうぞ。

（委員）はい。私の言葉が足りませんで、申し訳ありませんが再度質問をいたします。要は、アドバイザー業務をしてくれる事業者を1位、2位、3位と決めた段階で、そのアドバイザー業務をしたいと言ってきている事業者さんが案を持って参加しているとなれば、その案に1位、2位、3位をつけているのと同じにならないかということを知っているんです。つまり、その事業者を決めて、そのあとまだフリーなのか、それとももう事業者を決めた瞬間にその業者がこれでいきますと言ってそれになるのか。先ほどからずっと伺っていますと、その疑問疑念があるので、そのあたりをご説明いただけると助かります。

（教育長）はい。事務局。

（事務局）はい。まず、設置要綱の期限ということになるんですけども、一般的に委員会とかの設置を終了するときには、廃止する要綱というのを再度、作るというような形になります。委員がおっしゃっていただいたように、今回は常設ではないので、サンセット方式といいまして、最初から廃止する期日を設けて設置要綱を制定する場合があります。自治体によって2ケースの場合がありますが、設置をしたものを廃止する要綱を再度制定するようなケースと、そもそも最初から終期を設定するケースがありまして、名張の場合は廃止要項の制定をする方式を、サンセット方式というのを取らないというのが一般的なルールとなっております。もう一点、プロポーザルというものについてなんですけども、一般的に、自治体が何らかの事業者業務をお願いする場合には、入札という制度をとりますので、それについては価格競争になります。ですので、こういうことをやって欲しいんですよというのを公表して、安い価格を設定いただいた事業者と契約するというのが一般的な方法になります。で、もう一点は随意契約といいまして、事業者を市の方で選定をして契約するという例外的な契約の方法があります。この随意契約については、例えば金額が少ないなどいろんな条件を満たす必要があるんですけども、このプロポーザルについては随意契約の一種になります。それぞれの事業者が、価格と提案内容をセットにして、価格競争だけではなくて提案内容をセットにして、審査委員会の方で選定をして順位をつける。その順位を教育委員会の方に報告いただいて、教育委員会の方としてはその1番の順位がついた審査結果の事業者と随意で契約するという形になります。なので、委員がおっしゃっていただいたように、この選定委員会の方で順位が1番になった事業者と、入札とかを通さずに随意契約をするといったプロポーザル方式になりますので、市の入札方式の中でも随意契約の中の特殊な形式の方法がこのプロポーザルというふうな形になります。少し説明がややこしいんですけども、内容的には以上となります。

(教育長) はい。委員、どうぞ。

(委員) はい。今のご説明、よくわかりました。二点、お尋ねします。その確かに名張市の慣行としましては、要綱を設置して、そして解散時にはその解散ということで、またさらに廃止の要綱を作ると。これ事務の効率化で一本化されるということはないんですか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 今までの設置要綱、委員会設置要綱というのは、基本的には、二度目、三度目があるというのが基本的に考えられるので、そのような取り扱いをしていたんだと思います。今回のアドバイザーの件については、大きな自治体とかで複数のセンターを作るようなところであれば残しておくというのもひとつだと思んですけども、名張市の規模であれば次というのはもう何十年も先になりますので、この辺は少し総務、例規を担当する部署とも話を、相談の方をさせていただきたいなというふうに思います。

(教育長) はい。委員、よろしいですか。

(委員) はい。ありがとうございます。はい。二点目です。このプロポーザル方式ということ自体が随意契約だということでイコールなんですか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) プロポーザル方式は随意契約の一種です。随意契約というのは、幾つか随意契約ができるという条件がありますので、そのうちの一種、一方式という形になります。

(教育長) 委員、よろしいですか。

(委員) はい。そうしましたら、最後に一点です。教育長に審査結果を報告をされたのち、その内容について教育委員会の席上で審議の予定はありますか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 去年の導入可能性調査の時も審議はさせていただいてないんですけども、一応このプロポーザル選定委員会による審査、決定により契約をしていきますので、審議の予定はさせていただいておりません。

(教育長) 委員、よろしいですか。

(委員) はい。それでは報告だけということになるわけですね。いつ頃になるかは、ご予定ありますか。報告はぜひ、それについて教えてください。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 大きい事業ですので決まりましたら報告させていただきたいと思います。予定では、来年の3月末、年度末までに事業者が決められたらと思っておりますので、決まりましたら、4月の定例教育委員会で報告させていただけたらと思います。あと、ちょっと補足をいたしますが、先ほど質問いただいた件で、事業者が持ってきた内容で進むんじゃないかということですけど、選考するときには、アドバイザー事業の業務内容の仕様書というのをこちらで作りますので、その業務内容に加えて付加価値的な内容を提案いただくこととしております。

(教育長) はい。委員、どうぞ。

(委員) はい。最後になりますけれども、懸念しておりますのは、PFI方式という形で決まったときに、最後に事業者が破綻して給食が開始されなかったという自治体の例がありますので、非常にそのあたり、業者の選定までの先を見据えて、透明性を持った形で進めていただくことを切に希望いたします。以上です。

(教育長) はい。ありがとうございました。委員の方からの懸念の方も含めて、こちらの

方としても受けとめさせていただけたらなというふうに思っているところでございます。他、委員さん方でいかがですか。はい。委員。

（委員）今、委員からもご指摘あったと思うんですけども、どうもこの会議を見ていると定例教育委員会を事務局の方が軽視しているような感じが非常にしています。特に、給食センターの場所にしても、議会より先に教育委員会に報告して、次が議会であると私は思っています。ちょっと見たんですけども、委員になったときに、文部科学省から教育委員に求められている役割、これ一番大事なところです。ちょっと読みますと、教育委員は執行機関の一員であり、教育委員会重要事項の意思決定を行う責任者であるという自覚を持ち、教育委員会における審議を活性化させるとともに、次よく聞いてください、教育長及び教育委員会事務局のチェックを行うこと。これが第一に求められている国からの役割です。なんで、そもそも臨時代理にしても、去年のこの教育要綱を見たんですけども、数えると臨時代理が全部で26件、議案が21件、人事と予算はもうすべて臨時代理。これでは、私たちのこの国から求められている、教育長及び教育委員会事務局のチェックを行うことという役割が果たせてないと思っていますので、この辺に関しても一回ご検討いただき、これまでの返事は結構ですが、次年度、令和6年度からに関してはちょっと考えて、私ら教育委員として事務局をチェックする、教育長をチェックするという役割が求められているからには責任を果たしたいと思います。それに関しては、ちょっと考えていただきたいなと思っております。以上です。

（教育長）はい。ありがとうございます。他に委員さん方で、ご意見ございませんか。はい。委員。

（委員）今、おっしゃられたことについては、ここは推認の場ではないということで、検討の時からということ、もうこれは当然のことですので、考えていただきたいと思います。ちょっと説明の中身で、進捗状況としてちょっと戻りますけども、センター方式の導入可能性調査をしてもらって、場所、赤目の星川、あの辺りにというのは、もう決定事項なんですか。その進捗状況に関わってですけども、基本的なことですけども、どこまで決まって、今、業者の選定で事業者を決めていくのに、この方式をとってアドバイザー業務で検討していくということですけども。決まっているのはどこまで。場所も決定ということよろしいですか。その確認を。

（教育長）はい。事務局。

（事務局）はい。場所の決定については、前々から言わせていただいているように、基本計画の策定に向けて進めているところでして、その中で決定をさせていただきたい。今は、青蓮寺の部分第一候補として優先的に検討していくというところですので、最終の決定については、基本計画の中でお示しをするということになっています。

（教育長）はい。委員、どうぞ。

（委員）アドバイザー業務ですけど、今聞かしてもらって、これが何かというのが大体わかってきたんですけども。普通、会計士や税理士が入って進めると思うんですが、こういう事業の時はアドバイザーという形を取るということですよ。先ほど言われましたが、その能力が担当にいるとは言われましたけども、結局、これも経費がかかるわけですよ。

（事務局）そうですね。

（教育長）よろしいですか。説明いかがですか。はい。事務局。

(事務局) P F I 事業を自治体ができる場合には、アドバイザー業務委託をして支援をいただきながらするというのが、一般的な手続きの流れとなっております。3,100万円がかかるんですけども、1年半の契約と。

(委員) 良くしてくということですね。伊賀市なんかもそうですが、P F I 方式、それを大前提に検討していく、市全体としてそういう方針が出されているところもありますけれども、そういうところをはこういう形で持ってされているわけですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい。P F I 方式になった場合についてはそういうことです。ですので、今お示ししているのは、委員にもちょっと言わせていただきましたけれども、もうP F I 方式に決まったわけではないです、今の現段階では。基本計画をお示しするのは2月に。このP F I 方式になるかどうかというのは、今検討しています。センター方式というのは決まっています。これはもう決めた話です。で、今の候補地について第一優先地は青蓮寺。最終の決定については基本計画で。この基本計画の中で、P F I 方式にするかどうかというところを今検討しているところです。P F I 方式になった場合については、アドバイザー契約が必要だということになるんです。

(委員) 必要だということ。

(事務局) はい。

(教育長) よろしいですか。他、委員さん方でいかがですか。

(委員) はい。

(教育長) はい。委員。

(委員) これ意見だけですが、とりあえず、このアドバイザー事業者ですね、とりあえず決めていただいて、何より大事なのが、給食センターに手を挙げてくれる事業者を探してくる、ここが一番大事です。この様式というのは、これ誰でもつくれるわけで、実際の事業者を呼んで来られる、作ってくれる人を呼んで来られるか、そこまで含めて考えていただきたいなと思っています。市民としては、令和9年から給食センターができると、もうみんなが思っている話です。実は、経営者の立場、経営者の集まりでは、でけへんで、手を挙げてくれる業者なんかいやへんで、という話がある。市民と私ら経営者の立場が全くこう乖離しているというのがあるので、この業者さんの方も、立派な方針と水準を作ってくれると思うんですけど、とりあえず業者の選定、とりあえず手を挙げてくれるところを複数呼んでくれるというのもしていただきたいなと思っております。以上です。

(教育長) はい。ありがとうございます。はい。事務局。

(事務局) はい、すいません。今、P F I にするかどうかということを導入可能性調査で、現時点は調査しています。アドバイザー業務というのは、そのP F I 方式になってからの手続きというのを支援していただくという部分なんですけども、今、委員がおっしゃっていただいたように、実際に手を挙げてくれるところがあるのかなのかということなんです。というのは、一番議論になるのが2,500食というこの食数、通常は5,000食とか10,000食という部分で、多分P F I にしても利益や利潤が見込めるんだろうという中で民間事業者が手を挙げてくれるか。ただ、事業者として2,500食の中で手を挙げられるかどうかというのは、今導入可能性調査の中で、各大手企業さん、市内の業者さん、それぞれ建設会社であつたり、運営会社であつたり、あとはその調理会社であつたりというところに、アンケート調査をとらせていただいています。この可能性調査の中で

アンケート調査をとらせていただいて、全くもって関心がないということになれば、PFIではないということになりますので、まずはそこを確認させていただいているところでございます。以上です。

（教育長）よろしいですか。

（委員）そうですね。私この前、食材を納入している業者さんとしやべったことがあるんですけど、他のメインに卸している業者は絶対儲かってへんなど、私らはちょっとやからいいけど。いまだにFAXかなんかで注文がくるみたい。もう今時FAXって。この辺の事務効率化も図っていただいて、業者さんの方も大事にさせていただいて進めていただければと思います。以上です。

（教育長）はい。ありがとうございます。他の委員さん方でいかがですか。はい。委員、どうぞ。

（委員）はい。給食の趣旨に戻りますと、おいしい安全な給食を生徒に提供するということころじゃないかと思うんですね。市がそこをハンドルできないとなると、長期にわたって非常に禍根を残すようなことにならないかと思う次第です。で、このアドバイザーを受けてくださる事業者、それはプロフェッショナルで結構慣れていると。でも、市外の事業者になるんじゃないですか。名張のことがわかっていますか。だから、地元の都合というようなことをやっぱり優先に考えて、本当に名張の生徒のことを考えて、食、安全な食をどうやって配るか、提供するかというところで考えていただきたい。そういうところをですね、忘れずにやっていただかないと、何か非常に慣れた業者で、それは絵に描いた綺麗なプロポーザルを持ってきます、コンサル会社も。それで、いろんな計算をして、ブランド食品なんていうのもありますし、コストに合うようなことで。けども、コストは合っているかもしれないですけど、安全でおいしい食事を提供していることになるんですかと、そういうチェックはどうやるんですかと、そういう話から、考えていただかないと行政としての意味がないんじゃないですか。企業ではないので安ければいいわけじゃないですし、長期的に倒産しないところを探すといった時には、コストも合っているような業者というのはどんなやり方でもします。だから、私は、毎年ですね、保護者の方に試食をしていただいってもらって、この業者はあかんというぐらいですね、もうどんどん意見を言ってもらうような、何かハードルとか仕組みとか、そういうものを作っておかないと、もう数年後にはですね、どうしようもないような給食が配られていることもあると思います。で、市は介入もできないというようなことが起きるんじゃないかと、非常にそのあたりを懸念いたします。実際に、他の市町村でとんでもない給食が出ているところがあります。それはご存知でしょうか。そのあたりは、やはりその業者の責任というようなことを問えませんが、やっぱり行政の責任と業者の責任、全然違いますから。もうちょっと慎重に考えていただいても良いんじゃないかと思います。なんかPFI方式で先々が進んでいるような感じがして、非常にですね、懸念しております。例えばPFIという方向に行っても、そのPFIのデメリットの部分はどうやって、補強するか、補完するかということころを全面的に考えて、そのところをもうちょっと工夫をしていただければと思います。業者にお任せでは大変なことになります。以上です。

（教育長）はい、ありがとうございました。はい。事務局。

（事務局）すいません。今ご意見ということであれなんですけども、PFI方式が一番時間がかかったりするもので、PFI方式ありきというふうには考えていませんが、民間意

向調査の結果であるとかを踏まえて決めていきたいなと思っています。あと、要求水準書の方で本当に細かく定めさせていただきたいと思います。で、献立については、どの方式であったとしても、市の方で献立を準備していく予定です。あとは、要求水準書などで、しっかりモニタリングをしていきたいと考えております。で、建設だけのDB方式になるかもしれませんし、PFI方式になった場合は、今懸念されたようなことがないようにしっかりと要求水準などに書いてチェックをしていきたいと考えております。以上です。

（教育長）今、いろんな議論をいただいているんですけども、先ほどからの話を聞かせていただいても、ちょっと事務局の思いというのが伝えきれていない部分というのがございますので、一度協議会を開かせていただくというのも一つかなというふうには思わせていただいているところです。これに関わって、このまま議論をしていくのも一つの方法なんですけど、後の事項もありますので、別途また時間を取らせていただいた中で、すり合わせをするという時間をとらせていただくということによろしいですか。

（委員）はい。

（教育長）はい。委員、よろしいですか。

（委員）はい。承知しました。

（教育長）はい。それでは、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。ただ、要綱については、先ほど指摘をいただいた中で修正をかけるとして、これ、どうしますか。はい、どうぞ。

（事務局）事業手法が基本計画とともに決まっていく、候補地とともに決まっていくのが2月になってまいります。2月の定例教育委員会、または協議会でご説明できたらと思います。

（教育長）ということは、2月の定例教育委員会の中で、再度提案ということによろしいですか、日程的に。よろしいですか。

（事務局）もし急ぐ場合は別途お願ひする可能性もありますが、2月の上旬で大丈夫だと思います。

（教育長）はい。そうしましたら、2月の、次回の定例教育委員会の方で再度提案をさせていただくと。ただ、日程等を見させていただいた中で、どうしても案件として承認いただかなければならない部分というようなことがございましたら、別途ご依頼をさせていただくというふうなことでよろしいでしょうか。

（委員）はい。

（教育長）はい。そうしましたらその方向でよろしくお願ひしたいと思います。そうしましたら、議案の方については否決とさせていただきます。よろしくお願ひします。

3 協議

（1）令和6年度教育行政の方針と施策について【非公開】

4 その他

1）令和5年度12月15日現在の児童・生徒数及び令和6年度児童・生徒数の見込み（令和5年12月15日現在）について

- 2) 児童生徒の問題行動について（11月分）【非公開】
- 3) 第17回美し国三重市町対抗駅伝について
- 4) 図書館だより（2024年1月号）
- 5) 教育センターだより9号
- 6) 学校図書館におけるLGBTQ関連本について
- 7) その他
- ・各所属からの諸事項

1) 令和5年度12月15日現在の児童・生徒数及び令和6年度児童・生徒数の見込み（令和5年12月15日現在）について
（事務局 説明）

（教育長）はい。ありがとうございました。ご質問等はありませんでしょうか。それでは、次に進めさせていただきます。

2) 児童生徒の問題行動について（11月分）【非公開】

- 5) 教育センターだより9号
- 6) 学校図書館におけるLGBTQ関連本について
（事務局 説明）

（教育長）はい、ありがとうございます。委員さんからの質問について説明をお願いします。事務局。

（事務局）すいません。委員より感想をいただきました美術展覧会につきましては、4日間の来場者数が3,734人で、昨年度から213人の増ということで、たくさんの方に来ていただきました。どうもありがとうございました。少し園の方からの感想を聞かせていただくと、この美術展覧会が保育士の指導意欲にも繋がったのではないかという感想もいただいたので、7園から参加いただいてよかったなと思っています。続きまして、委員よりいただきましたLGBT関連本を活用した授業実践についてです。小学校の低学年は、絵本を使った授業が多く見られます。その内容は、性別による色についてとか、家族の多様性、固定観念が見られる男らしさ女らしさ、そういった内容で絵本を通じて学んでいるという状況です。中学年では、性の違和感について、こちらも絵本を通じて学んでおります。高学年は、絵本を通じて学ぶということは少なくなりますが、職業について、また世の中の性差について学んでいます。中学生になると、人の出会いから性の多様性について学んでいるということが多くあります。以上でございます。

（教育長）はい。ありがとうございます。

7) その他

(教育長) その他です。奨学金の改定について、担当の方から説明があります。はい、事務局。

(事務局) 来月に審議いただきたいと思っております、今は報告という形になります。今年の事業見直しにおいて、名張市奨学金の貸付について利用状況などの状況から廃止との意見が行政評価委員会の方からありました。事務局にて協議させていただく中で、名張市以外の貸付制度等を確認したところ、三重県の制度でありますとか、また、名張市社会福祉協議会の制度が本市の貸付条件とほぼ同じ条件でたくさんの額を借りていただくことができる状況でした。今年の貸付申込状況も1名となっており、昨年は0名でした。貸付制度を開始した頃は10名程度の利用がありましたが、大きく減少してきているところでありまして、貸付奨学金について本年度を持って廃止したいと考えております。制度の改正にあたっては条例改正も必要となつてまいりますので、来月に詳細等の説明及び報告をさせていただき、審議いただきたいと思っております。よろしくお願いします。

(教育長) はい、ありがとうございます。今、貸付は何人いますか。

(事務局) 1名です。

(教育長) その1名には、説明は行っていますか。

(事務局) 1名の方は措置を継続します。新規を廃止いたします。

(教育長) 新規を廃止するということですね。ということで、次回の提案になるということですので、報告させていただきたいと思っています。これで終わらせていただきますけれども、委員さんの方から、ご質問などはございませんか。

(委員) はい。中学校の卒業式と小学校の入学式の日時を教えてください。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) はい。卒業式にかかわりまして、中学校は3月13日の水曜日になります。

(委員) はい。

(事務局) 小学校は18日と19日と分かりますけれども、2日間に渡ります。続いて、入学式に関しましては、4月8日、6日と7日が土曜・日曜になりますので、8日の月曜日。小学校が午前、中学校が午後となります。午後については、高校と同時開催という形になりますけれども、もうこれは致し方ないということで。

(教育長) 中学校の卒業式と小学校の入学式には、教育委員さんの出席をお願いしますので。

(委員) 出席ということで早めに予定を入れたいと思いましたので。

(事務局) また、ご案内もさせていただきます。

(委員) お願いします。

(教育長) 他はどうですか。よろしいでしょうか。はい。そうしましたら、今後の日程について、事務局の方からよろしくお願いします。

・定例教育委員会の日程について

決定	2月 1日(木)	午前10時～	庁議室
予定	2月27日(火)	午前10時～	庁議室

（教育長）はい。ありがとうございました。そうしましたら、非常に司会の方が不手際で時間の方が、大幅に過ぎてしまいました。本当に申し訳ありませんでした。これをもちまして、令和5年度第11回目の定例教育委員会の方を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（委員）ありがとうございました。